

奈良県教育委員会告示第三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、平成二十七年四月十七日次のとおり博物館登録原簿を変更した。

平成二十七年四月二十四日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

記号、番号	設置者の名称及び住所	名 称	所 在 地
第十二号	公益財団法人奈良人権文化財団 奈良県御所市大字柏原二三五番地の二	水平社博物館	奈良県御所市大字柏原二三五番地の二